

I B A (International Bar Association)



(1) I B A (国際法曹協会) とは :

I B A は、1947年、国連の設立に呼応して、当時の国連全加盟国の弁護士会代表がニューヨークに集まり設立、「弁護士会の国連、国連の弁護士会」と称する世界弁護士会連合会である。現在、加盟国137カ国、その傘下の世界の弁護士法曹の人数約400万人、世界最大のNGOである。ロンドンに本部を置く。



(2) I B A の活動 :

I B A の組織は、法律実務部門、公益活動部門、人権擁護機構、弁護士会問題評議会の四部門に分かれ、世界各地で法律専門家会議を開催して法制の研究と教育にあたり、司法と人権諸問題について提言をする。国際刑事裁判所に専門家を派遣し、旧ユーゴ地域、アフリカ、中近東の紛争地域、紛争後地域での戦犯裁判、司法制度再建等の支援活動にも従事している。

JICAやAOTS、日弁連が協力して日本やシンガポールで開催された途上国弁護士会支援活動や、国連民主化基金の支援をえて実施されたイラク・クルド弁護士研修プログラムは途上国、紛争後国の弁護士会リーダーの養成によって法の支配の普及を図るI B A活動の例である。

(3) I B A 初の東アジア出身の会長 — I B A 初の東アジアでの世界大会

I B A の指導部は、歴史的に欧米系ないしはコモンロー系の法律家によって占められてきたが、近年、多極化が進み、2007年、全加盟国弁護士会の投票により、歴史上はじめて東アジアから川村明が事務総長に選出された。2009年副会長になり、2011年には会長に選任される見込みである。

2014年には東京の国際フォーラムで世界大会が開催されることが既に決定されている。シンガポール以東のアジアでは史上最初である。東京大会には世界中から法律家約6,000人が参加するものと見込まれる。

世界の法律家のパワーと関心が東へ、日本へシフトしていることの表れなのである。